# 福岡県アンビシャス外国留学奨学金 2024年度奨学生募集要項

福岡県アンビシャス外国留学奨学金事業は、福岡県内の篤志家からの寄附を基に設置された「福岡県アンビシャス外国留学支援基金」により運営されるものです。

外国の大学に留学する青少年に奨学金を交付することで、自分の可能性に気づき、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢にチャレンジする青少年を応援します。

このたび、2024年度に外国の大学への留学を目指す福岡県の高校生等を対象に、奨学生 を募集します。奨学生は、有識者による審査委員会の書類審査、面接審査を経て、福岡県知事 が決定します。

【留学先】 外国の大学(学位取得のための正規課程)

【人数】 若干名(参考:2023年度採用人数2名)

【金 額】 1年間の奨学金の額は、年間授業料相当額とし、上限を200万円、150万円又は 100万円とします。保護者(出願者が18歳未満のとき)又は生計維持者(出願者が18歳以上のとき)(以下、「保護者等」という。)の所得水準により交付限度額を決定します。

※生計維持者とは、父母がいる場合は、原則として父母(2名)。父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人です。

### 【交付限度額】

保護者等の市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額(指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額)を控除した額が、

- ・154,500 円未満の場合は200万円
- ・154,500 円以上304,200 円未満(※)の場合は150万円
- ・304,200 円以上の場合は100万円

を上限として交付します。

※「保護者等の市町村民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額(指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3を乗じた額)を控除した額が154,500円以上304,200円未満」とは、保護者等のうち一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯で年収590万円以上910万円未満程度の家庭が目安です。

【期 間】 最短修了年限の範囲内とし、最長4年間の受給が可能です。

#### 【応募資格】

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、2024年度(2024年4月1日 ~2025年3月31日)に外国の大学への留学を目指す、次のすべての要件を備えている者

- (1) 2023年4月1日現在、20歳未満であること。
- (2) 2023年4月1日現在、高等学校(それに準ずる学校を含む。)に在学若しくは卒業していること、又は応募時において文部科学省が実施する高等学校卒業程度認定試験(以下、高卒認定試験という。)に合格若しくは合格見込みであること。
  - ※「合格見込み」とは、「合格見込成績証明書」が交付されていることを指す。
- (3) 2023年8月1日現在、1年以上継続して福岡県に居住していること、又は保護者等が1年以上継続して福岡県に居住していること。
- (4) 学業、人物ともに優秀であること。
- (5) 心身ともに健康であること。
- (6) 留学先大学において、その専門とする学問分野の学習を行うために十分な外国語能力を有すること。
- (7)卒業後の随時報告、県が行う報告会等への参加などに協力する意思があること。

※ただし、次に該当する場合は、対象となりません。

- (1) 日本国内の他機関から給付型奨学金の支給を受ける場合
- (2) 官公庁又は企業等の派遣による留学である場合
- (3) 既に日本国内又は外国の大学に進学している場合(大学を既に退学している場合を含みます。)
- (4) 過去に本奨学金の交付を受けている場合
- (5) 日本の教育課程の高等学校にあたる期間 (3年間) のすべてを外国の高等学校に在学する見込みがある、又は同校を卒業している場合

### 【提出書類】(鉛筆による記入は不可)

出願者は、所定様式をダウンロード(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/211107/)し、 次の書類等を提出してください。なお、提出書類が全て提出できない場合、応募できません。

|  | 部      | マスとい。なね、旋山青規が主く旋山できない場合、心券できません。<br>留意事項   |
|--|--------|--|
| 提出書類   | 数      | 留 息 事 垻  |
| 出願調書<br>( <b>様式1</b> )                               | 1<br>部 | ●出願者は所定様式でパソコンを使用して作成すること。<br>●プリントアウトした1部に署名又は押印すること。   |
| 審査票 (様式2)  | 4<br>部 | ●6か月以内に撮影した顔写真(カラー、無帽、無背景、タテ 4.5cm×ヨコ 3.5cm) の裏面に氏名を記入の上、審査票に貼付すること。<br>●氏名欄は、本人が自筆で署名すること。  |
| 保護者同意書<br>(様式3)<br>(※18 歳未満のみ)                       | 1<br>部 | ●所定様式をプリントアウトし、保護者が直筆で記入すること。  |
| 小論文<br>( <b>指定書式</b> )<br>※Microsoft Word<br>を使用のこと。 | 1 部    | ●出願者はパソコンを使用して作成すること。 ●作成時の書式は次のとおりとし、1枚にまとめること。 ・日本語 ・横書き ・A4縦 ・余白左25 mm、他は任意 ・フォントサイズ11ポイント ・20字×48行の2段組 ●1行目に「小論文(出願者氏名)」を記入し、1,600字程度で以下の内容等について述べること。 ・将来の夢、留学の目的 ・学びたい分野 ・留学先での学業以外の活動予定 ・将来、留学体験をどのように活かしたいか ・福岡県アンビシャス奨学生としてあなたができること、やるべきこと・その他   |
| 高等学校長の<br>推薦書<br>(様式4)                               | 1<br>部 | <ul><li>●作成は所定様式で、直筆、パソコン使用のいずれも可。</li><li>●推薦者は、出願者が在学している、又は卒業した高等学校長に限る。</li><li>●推薦理由は、出願者の担任やクラブ指導者等の学校関係者が記入すること。</li><li>●推薦者により厳封されたものに限る。</li><li>●高卒認定試験の出願者は、推薦書の提出は不要。</li></ul>   |
| 成績証明書  | 1 部    | <ul> <li>●高等学校(それに準ずる学校を含む。)の在学又は卒業者は、成績証明書を提出すること。</li> <li>・科目ごと、学年ごとの修得単位数を記載すること。</li> <li>・卒業生は、在学時のもの。</li> <li>・発行者により厳封されたものに限る。</li> <li>●高卒認定試験合格(見込み)者は、合格成績証明書又は合格見込成績証明書を提出すること。</li> <li>・高等学校等で単位を修得したことにより免除を受けた科目がある場合、その単位を修得した高等学校等の成績証明書(原本)も併せて提出すること。</li> <li>・知識及び技能に関する審査(技能審査)に合格したことにより免除を受けた科目がある場合、当該試験の合格証明書(写し)も併せて提出すること。</li> </ul> |

| 外国語の能力を<br>証明する書類 | 1<br>部 | ●TOEFL や IELTS、仏検等の公的試験のオフィシャルスコアの写し(出願日現在有効期限内のもの)。<br>●外国語で記載されているものは、出願者による日本語訳を添付すること。(日本語訳は、外国語能力の評価に関する部分のみで可) |
|-------------------|--------|--|
| 通知用封筒             | 1<br>部 | ●定型封筒長形3号 (23.5cm×12cm) の表に出願者の郵便番号・住所・氏名を明記し、切手404円 (定形郵便料84円+簡易書留料320円) を貼付すること。                                   |
| チェックリスト<br>(別紙)   | 1<br>部 | ●所定様式をプリントアウトし、チェックした上で、提出書類の表紙とすること。  |

※提出された書類は返却いたしません。

## 【内定後に必要な書類】

|       |   | ●3か月以内に発行された住民票抄本(出願者と保護者等が記載されているも |
|-------|---|-------------------------------------|
|       | 各 | の、本籍は不要)                            |
| 住民票等※ | 1 | ●出願者と保護者等の居住地が異なる場合、3か月以内に発行された出願者本 |
|       | 部 | 人と保護者等それぞれの住民票抄本、及び出願者と保護者等の関係が確認で  |
|       |   | きる書類(戸籍抄本等)                         |

- ※すべて個人番号の記載のないものを提出してください。
- ※応募資格のうち、年齢及び居住要件の確認に使用します。出願調書で事前に申告した内容と異なっており、応募資格を満たさなかった場合には、内定を取消します。

【大学に合格し、奨学生として決定された後、奨学金を申請する際に必要な書類】

| 生計維持者 確認書 (様式5)   | 1<br>部 | ●出願者の生計を維持する者を記入してください。   |
|---|--------|---|
| 生計維持者の市<br>町村民税の課税<br>標準額、市町村民<br>税の調整控除の<br>額を証明する書<br>類 | 1 部    | <ul><li>●市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額がわかる書類(コピー可)を提出すること。</li><li>※生活保護を受けている方は、「生活保護受給証明書」(コピー可)が使用できます。</li></ul> |

#### 【受付期間】

2023年8月1日(火)から9月6日(水)まで(17:00必着)

### 【書類提出】

簡易書留郵便による郵送、又は持参(平日9:00~17:00)のこと。

郵送:〒812-8577(住所記載は不要)

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課 奨学金担当あて

持参:福岡県庁北棟6階 私学振興·青少年育成局政策課 【福岡市博多区東公園7-7】

### 審査

- (1) 書類審査
  - ・出願者全員に対して実施し、審査結果を10月中旬に通知します。
- (2) 面接審查
  - ・書類審査通過者に対して10月下旬に福岡市内で実施します。
  - ・会場、時間等の詳細は該当者に通知します。
  - ・審査結果は、12月上旬までに通知します。
- (3) 審査の結果、選考されなかった場合の理由等についての問い合わせには回答いたしません。

### 【奨学生の決定】

- (1) 審査の結果選考された者は、留学先大学が決定した後、奨学生として正式に決定されます。
- (2) 2025年3月末までに留学先大学に入学できない場合は、内定が取り消しとなります。
- (3) 大学の入学に、留学先の国の教育制度等の規定により大学進学準備コース等の履修の条件を付された者は、本人及び保護者等連名の申立書並びに進学希望大学の条件付合格通知書(大学進学準備のための履修であることが確認できる書類)を提出した場合、2026年3月末まで内定期間を延長することができます。
- (4) 外国大学の日本校(ただし文部科学省が指定したもの)に進学する場合は、同大学の外国校、 又はその他の外国大学への転学が決定した時点で、奨学生として正式に決定します。ただし、 奨学金の給付対象期間は同大学の外国校、又はその他の外国大学に在籍している期間のみとし、 日本校に在籍している期間は対象外とします。なお受給可能期間は、日本校進学時から起算し て最長4年間となります。

#### 【奨学金の交付】

- (1) 毎年度、年間授業料相当額を現地通貨単位で申請してください。
- (2) 申請額は上限額の範囲内において日本円で決定の上、1年間分の奨学金として奨学生の口座に振り込みます。

#### 【奨学生の義務等】

- (1) 社会のルールを遵守し、学業に専念してください。
- (2) 学期の修了ごとに、成績表の写し及び修学状況レポートを提出してください。
- (3) 留学先大学において懲戒処分を受けたとき、又は退学・休学・長期欠席等学業継続の見込みがなくなったときは、速やかに報告してください。
- (4) 奨学金交付申請時とは異なる大学等に進学するとき、氏名・住所その他交付申請書類に記入 した内容に変更があったときは、速やかに報告してください。
- (5) 学業を終えた時は、1か月以内に卒業(修了)証明の写しを提出し、帰国後の住所及び勤務 先等を報告してください。
  - また、卒業後も随時(1年間に1回以上)、勤務先等での活動の状況を報告してください。
- (6) 留学前、留学中の一時帰国時、卒業後等に随時、知事、寄附者等に挨拶、留学成果等の報告 及び県が行う報告会等への参加をお願いすることがありますので、協力してください。
- (7) 福岡県が設置、運営する「Fukuoka 留学プラットフォーム」に『ふくおか留学サポーター』 として参加し、これから留学を目指す学生からの質問に対応するとともに、オンライン交流会 等に参加してください。

### 【奨学金交付の停止及び返還】

次の場合、奨学金交付を停止し、交付した奨学金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ・出願書類に記入した内容に虚偽があったとき
- ・留学先大学において停学その他の懲戒処分を受けたとき
- ・退学又は休学したとき
- ・日本国内の他機関から給付型奨学金の支給を受けることとなったとき
- ・外務省が発表する感染症危険情報がレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))以上の国又はレベル2(不要不急の渡航は止めてください。)の国( $%^1$ )に渡航するとき( $%^2$ )
- ※1 感染症危険情報がレベル2の国への渡航については、奨学生の検討の状況、現地の感染状

況を確認のうえ、安全性が一定程度確保できていると判断したときに奨学金を交付します。

※<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症により、感染症危険情報がレベル3又はレベル2となった国への渡航に関しては、「新型コロナウイルス感染症にかかる特別措置」を設けています。詳しくは下記問い合わせ先まで御連絡ください。

## 【個人情報】

提出された個人情報は厳正に管理し、福岡県アンビシャス外国留学奨学金事業にのみ利用します。

## 【問い合わせ先】

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課(福岡県庁北棟6階)奨学金担当 Tel. 092-643-3134 Fax. 092-643-3122

E-mail shisei-kikaku@pref.fukuoka.lg.jp

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/211107/